

第51回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 | 2023年6月21日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 | 千葉県柏市末広町14番1号
ザ・クレストホテル柏
4階 クレスト

目次

第51回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）
6名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

証券コード 6834

2023年6月2日

(電子提供措置の開始日 2023年5月29日)

株 主 各 位

千葉県松戸市松飛台296番地の1

株式会社 精工技研

代表取締役社長 上野 昌利

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.seikoh-giken.co.jp/irinfo/general_meeting.html

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」を閲覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、郵送またはインターネットにより議決権を行使することができます。

郵送により議決権を行使される場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき2023年6月20日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、インターネットにより議決権を行使される場合も同様に株主総会参考書類をご検討いただきまして、後記の「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁）をご高覧のうえ2023年6月20日（火曜日）の午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月21日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
 2. 場 所 千葉県柏市末広町14番1号
ザ・クレストホテル柏4階 クレスト
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第51期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 4. その他招集にあたっての決定事項
 - (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
 - (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (3) インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- 以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ
本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.seikoh-giken.co.jp>）に掲載いたします。
 - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

■ 事前に議決権を行使いただく場合

書面（郵送）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月20日（火曜日）午後5時30分到着

インターネットによる議決権行使



次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2023年6月20日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで
スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

■ 株主総会にご出席される場合

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年6月21日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時）

場所 千葉県柏市末広町14番1号
ザ・クレストホテル柏4階 クレスト
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

❗ ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権
行使期限

2023年6月20日（火曜日）
午後5時30分まで

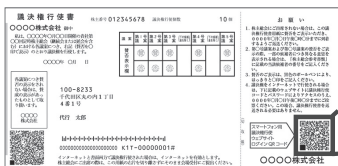
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトの利用にあたっては、「このウェブサイト」に関する記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただいた後から「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。



- その他のご案内
- 投票ご通知の電子配信をご利用のお届け先の変更手続きはここからクリックしてください。
- 投票ご通知の電子配信を行っている際、すでに登録済みのメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望される方は、こちらをクリックしてください。

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは紙に記載されています。(電子メールにより投票ご通知を受ける株主様の場合は、投票ご通知電子メールをご覧ください)

議決権行使コード:



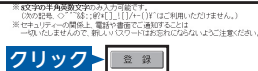
お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

- パスワード一桁単位のみ、(スペース)をご自分で登録が
- 議決権行使書用紙に記載のパスワードを再入力し、パスワードを再入力し、確認ボタンをクリックしてください。
- パスワードキーボードを使用する場合は、右のリンクをクリックしてください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード: ログインパスワード
ご使用になりたくないパスワード:
確認のための入力:



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる「新しいパスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、将来の投資に備えるための内部留保を考慮しながらも、安定した配当を継続的に行うことを基本としております。

当期におきましては、当期業績及び当社の利益還元に対する基本方針、今後の事業展開等を勘案し、1株につき50円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき50円 総額461,996,600円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月22日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名全員は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について相当である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	うえ の まさ とし 上野昌利 (1948年2月25日生)	1973年6月 当社入社 総務部長 1978年5月 当社取締役 1987年4月 当社常務取締役 1998年4月 当社専務取締役 1998年10月 当社代表取締役専務 2001年6月 当社代表取締役社長（現任）	851,000株
		取締役候補者とした理由 当社入社以来、主要部門のトップとして豊富な経験を積み、2001年に当社代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップをもってグループ全体を牽引しております。こうした経験や実績を、取締役会における意思決定に活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者としたしました。	
2	き むら たもつ 木村保 (1949年12月7日生)	1972年11月 当社入社 1985年5月 当社取締役 2003年6月 当社常務取締役 2011年7月 当社専務取締役（現任） (重要な兼職の状況) 不二電子工業(株) 代表取締役	583,200株
		取締役候補者とした理由 創業間もなく当社に入社以来、主に営業面で当社を牽引し、現在の精機部門の礎を築きました。また、子会社の代表としても強いリーダーシップを発揮しております。こうした経験や実績を、取締役会における意思決定に活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者としたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	らい かん めい 來 関 明 (1962年3月25日生)	<p>1995年4月 国立大学法人静岡大学工学部助教授 2013年6月 当社取締役 2016年4月 当社光学製品事業部長(現任) 2019年6月 当社常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 杭州精工技研有限公司 董事長 総経理 大連精工技研有限公司 董事長 浙江精工光电科技有限公司 副董事長 杭州技研光电科技有限公司 董事長 SEIKOH GIKEN (Thailand) Co.,Ltd. 取締役</p> <p style="text-align: center;">取締役候補者とした理由</p> <p>2001年の杭州精工技研有限公司設立時、同社の総経理に就任して以来、光通信関連に係る高い知見を活かし、光製品部門のリーダーとして事業拡大に貢献しております。その知識や経験を、取締役会における意思決定に活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	40,000株
4	うえ の じゅん 上 野 淳 (1974年8月16日生)	<p>2002年2月 当社入社 経営企画室 2011年3月 杭州精工技研有限公司出向 副総経理 2013年11月 大連精工技研有限公司出向 副総経理 2015年6月 当社取締役 2016年4月 当社経営企画室長 2018年10月 当社事業運営部長(現任) 2019年6月 当社常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) SEIKOH GIKEN USA, INC. 代表取締役会長 SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH 代表取締役会長 杭州精工技研有限公司 董事 大連精工技研有限公司 董事 不二電子工業(株) 取締役 浙江精工光电科技有限公司 監事 SEIKOH GIKEN (Thailand) Co.,Ltd. 取締役</p> <p style="text-align: center;">取締役候補者とした理由</p> <p>当社入社以来、経営企画室でM&A業務を推進し、また杭州精工技研有限公司、大連精工技研有限公司の副総経理として企業経営に携わり、その手腕を発揮しました。こうした経験や実績を、取締役会における意思決定に活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	349,900株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	おおくぼ かつ ひこ 大久保 勝彦 (1942年1月7日生)	1965年4月 古河電気工業(株)入社 1995年6月 同社取締役 1999年6月 同社常務取締役 研究開発本部長 2001年6月 同社専務取締役 情報通信部門担当 2004年6月 同社顧問 2006年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)大久保技術経営事務所 代表取締役	2,000株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
光通信関連業界において豊富な業務経験があり、企業経営に関する高い知見を有しておられることから、社外取締役候補者となりました。今後も社外取締役としての独立した立場から、当社取締役会における重要な意思決定や取締役会の監督機能の強化、また当社グループのガバナンス体制の強化に貢献いただくことを期待しております。			
6	やたがい とよ ひこ 谷田貝 豊彦 (1946年9月10日生)	1969年4月 特殊法人理化学研究所 研究員 1983年4月 国立大学法人筑波大学 教授 2007年4月 国立大学法人宇都宮大学 教授 同大学 オプティクス教育研究センター長 2019年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 国立大学法人筑波大学 名誉教授 国立大学法人宇都宮大学 名誉教授	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
大学で応用光学の研究と教育に永年携わり、旧日本光学会の幹事長や国際光工学会の会長等の要職を歴任しておられることから、社外取締役候補者となりました。同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、光学に関わる幅広い知見や国内外の学会での経験を活かし、当社取締役会における重要な意思決定に貢献いただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大久保 勝彦及び谷田貝 豊彦の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大久保 勝彦氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって17年となります。
4. 谷田貝 豊彦氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、大久保 勝彦、谷田貝 豊彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、大久保 勝彦、谷田貝 豊彦の両氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなる訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認された場合、当社の取締役会の構成メンバーの有する経験や見識、専門性は以下のとおりとなります。

		社外	経験、見識、専門性（スキルマトリックス）							
			企業経営	営業 マーケティング	研究開発	製造 品質管理	財務会計	人材開発	法務 コンプライアンス	国際性
取締役	上野 昌利		○	○			○	○	○	
	木村 保		○	○		○		○		
	來 関明		○	○	○	○		○		○
	上野 淳		○	○		○	○	○	○	○
	大久保 勝彦	○	○	○	○			○		○
	谷田貝 豊彦	○			○					○
監査等委員	森 保彦						○	○	○	○
	三好 徹	○	○				○	○	○	
	相場 俊夫	○	○				○	○	○	

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本株主総会の開始の時をもって、2022年6月24日開催の第50回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 唐沢 昌敬氏の選任の効力が失効しますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。また、当該補欠の監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期については前任者の任期の満了する時までといたします。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
から さわ まさ たか 唐 沢 昌 敬 (1945年7月20日生)	1973年7月 唐沢公認会計士事務所開設 1990年9月 中央新光監査法人代表社員 2000年7月 学校法人北里学園常任理事 2005年4月 青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科教授 2013年7月 学校法人東京医科大学 常務理事 社会学博士・公認会計士・税理士	1,100株
	補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 公認会計士や税理士として財務及び会計に関する専門知識を有しておられます。社会学や経営学、組織論等に関する多数の著書を出版され、大学でも教鞭を振るっておられました。また経営コンサルタント、経営者として、経営実践に係る高い識見も有しておられることから補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）候補者といたしました。専門的な知識や豊富な経験を活かし、当社取締役会の監督機能の強化、当社グループのガバナンス体制の強化に貢献いただけることを期待しております。	

- (注) 1. 当社は候補者 唐沢 昌敬氏と経営に関する顧問契約を締結しております。
2. 唐沢 昌敬氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 唐沢 昌敬氏が就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とします。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなる訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。唐沢 昌敬氏が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 唐沢 昌敬氏が就任した場合、当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

【全般的概況】

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルスに伴う行動規制が世界各国で緩和される中、景気回復の勢いは総じて鈍化することとなりました。米国経済は、雇用環境や個人消費は堅調に推移しているものの、高いインフレと政策金利の引き上げが重石となり、景気の減速感が強まっています。欧州においては、ウクライナ情勢に改善が見られず、エネルギー価格をはじめとする物価高騰が企業業績や個人消費を押し下げる要因となりました。中国においては、当連結会計年度前半はゼロコロナ政策による強い行動規制を背景に消費が低迷していましたが、12月に規制が解除され、経済活動が正常化に向かいつつあります。我が国においても新型コロナウイルスの第7波、第8波の感染拡大がありました。行動規制の緩和によりサービス業の業況が回復に転じていますが、企業業績は総じて改善傾向にありますが、エネルギー価格や材料価格の上昇、欧米経済の減速等により、先行きの不透明感は払拭できない状況となっています。

当社グループが関わる情報通信関連やエレクトロニクス関連市場においては、円安や半導体不足を背景にスマートフォンの端末価格が高騰し、高機能機種を中心にスマートフォンの出荷台数が前連結会計年度から減少することとなりました。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う巣ごもり消費が終息に向かう中でIT関連市場の拡大にブレーキがかかり、米国の複数の大手IT関連企業において雇用調整が行われる事態となりました。自動車関連市場においては、半導体の供給不足により生産台数が計画比で下振れする中、自動車メーカー各社においては電気自動車の生産拡大に向けた経営資源のシフトや、自動運転レベルの高度化に向けた技術開発が進むこととなりました。

こうした中で当社グループは、当連結会計年度から取り組み始めた5ヶ年の中期経営計画『マスタープラン2022』に基づき、「顧客接点の活性化」、「新製品・新技術開発の加速」、「ものづくり力の強化」、「経営基盤の強化」の各施策の遂行に努めました。

「顧客接点の活性化」に向けては、各種の成形品や金型、精密金属加工部品等を主力製品とする精機事業、光通信部品とその関連機器、光伝送装置や光電界センサー、レンズ等を主力製品とする光製品事業の両セグメントにおいて、国内外の展示会への出展やホームページの活用等を通じて新しい顧客と出会う機会を数多く作り、商談数を増やすことに注力しました。

「新製品・新技術開発の加速」に向けては、より幅広い領域で社会の進歩発展に貢献できる企業グループとなるべく、引き続き技術力の研鑽に取り組みました。塗装工程を金型内で行うことにより、生産効率の向上と温室効果ガス排出量の削減を可能とする「型内塗装技術」を株式会社東海理化と共同で開発し、2025年の実用化に向けて検証を進めています。

「ものづくり力の強化」に向けては、電力費や材料費、運送費等のコストの増加、半導体関連部品の供給不足等により調達や物流が不安定な環境にある中、継続的に安定した購買活動を行えるよう取引先との関係強化に努めると共に、生産工程の一部について自動製造装置を社内で開発し、生産効率の向上を図りました。

「経営基盤の強化」に向けては、当社グループ全体のサステナビリティ活動を統括する「サステナビリティ推進室」を設置し、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの排出削減活動に取り組んだほか、ペーパーレス化の推進、クラウドの活用等を通して、有事の際にも事業活動を継続できる体制の構築と、業務効率の向上に取り組みました。

こうした諸施策を実施した結果、当連結会計年度の売上高は16,282,975千円（前連結会計年度比0.6%増）となり、前連結会計年度に記録した過去最高売上高をわずかながら更新することができました。損益面では、展示会への出展や国内外への出張を戦略的に増やしたことで旅費交通費や広告宣伝費が増加したほか、電力費や荷造運賃等の費用が増加し、営業利益は1,390,860千円（前連結会計年度比8.8%減）、経常利益は1,606,788千円（前連結会計年度比2.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,082,326千円（前連結会計年度比5.9%減）となりました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、当期業績及び当社の利益還元に対する基本方針、今後の事業展開等を勘案し、1株当たり50円とさせていただきます。予定であります。

【セグメント別概況】

《精機関連》

精機関連では、樹脂と金属を一体で成形するインサート成形や金属材料のプレス成形等の技術を活用した精密成形品や、成形品を効率的に量産するための高品質な金型、高い寸法精度が要求される金属部品等を顧客に提供しております。当連結会計年度は、電気自動車の市場拡大を背景に、電気自動車のカーエアコンに搭載されるコンプレッサー用部品の売上を増加させることができました。一方、半導体の供給不足や新型コロナウイルスの影響で自動車メーカーが生産台数を抑制し、自動車の多様なセンサーに用いられるインサート成形品の売上が減少することとなりました。また、スマートフォンに搭載される金属プレス成形品も、世界的なインフレに伴う端末価格の上昇や買い替えサイクルの長期化等によりスマートフォンの需要が縮小し、売上が減少することとなりました。開発面では、創業以来培ってきた精密金型技術や射出圧縮成形技術、微細転写技術等を応用し、自動車や医療、バイオ等の産業領域において、顧客と共に新たな精密成形品の量産化に向けた技術課題の解消に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の精機関連の売上高は8,303,093千円（前連結会計年度比2.1%減）となりました。

《光製品関連》

光製品関連では、光コネクタ等の光通信用部品や、光通信用部品の製造、検査に使用する機器・装置、電界の強度分布を測定する光電界センサー、テレビや携帯電話等の電波を伝送する光伝送装置、医療用内視鏡等に应用可能な超小型樹脂レンズ等の製品を顧客に提供しております。光通信関連市場は、デジタルデータ量の増加を背景に、中長期的な拡大が見込まれています。一方、リモートワークやWEB会議等の増加に伴い、2020年度から高まっていたIT需要は、当連結会計年度の中旬以降、新型コロナウイルスの沈静化と共にブレーキがかかることとなりました。これに欧米経済の失速が重なり、大手IT関連企業は投資を手控えています。光通信用部品の製造機器や検査装置は、当連結会計年度前半までの受注残もあり、前連結会計年度から売上を伸ばすことができましたが、光通信用部品はわずかに減少することとなりました。また、2023年3月、タイ王国にSEIKOH GIKEN (Thailand) Co.,Ltd.を新設しました。日本、中国に次ぐ光通信用部品工場として、顧客にさらに安定的に供給できる体制を構築してまいります。

これらの結果、当連結会計年度の光製品関連の売上高は7,979,882千円（前連結会計年度比3.5%増）となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上高の内訳は下表のとおりであります。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	増減(△)額	増減(△)率
	千円	%	千円	%	千円	%
精 機 関 連	8,478,455	52.4	8,303,093	51.0	△175,362	△2.1
光 製 品 関 連	7,710,341	47.6	7,979,882	49.0	269,541	3.5
合 計	16,188,796	100.0	16,282,975	100.0	94,179	0.6

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は976,690千円で、その主なものは次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

精機関連 土地、射出成形機、自動製造装置、建物付属設備、金型等
 光製品関連 建物、建物付属設備、光製品製造設備等
 その他設備 空調設備、ネットワーク設備等

(2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充 金型等

(3) 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、消失 該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資又は社債発行及び借入による資金調達は行っておりません。当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金を充當いたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループは、「精密加工」「精密成形」「光学技術」を技術的な基盤とし、「情報通信」「自動車」「医療・バイオ」といった成長市場に向けて、社会の維持継続・進歩発展に貢献する商品を提供しております。これらの市場は総じて変化のスピードが速く、世界の競合企業との競争環境は年々厳しさを増しております。併せて、2020年初から世界に拡大した新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻、各国の金利政策やこれに伴う為替の変動、インフレの高止まり等、当社グループを取り巻く事業環境は日々刻々と変化しています。

そうした中で当社グループは、環境の変化を自らの成長の機会に転換し、いかなる事業環境下でも企業価値を向上させることのできる強固な経営基盤を確立するべく、中期経営計画『マスタープラン2022』を遂行中です。『マスタープラン2022』は2022年度を初年度とする5ヶ年の経営計画です。長期的に当社グループが目指す企業像を次のとおり定め、社会課題解決への貢献を通して存在感のある企業グループとなるべく努めてまいります。

■ 目指す企業像

「社会に必要とされる企業」 ～社会の維持継続／進歩発展に貢献する～

■ 2026年度経営目標

連結売上高 250億円 連結営業利益25億円

中期経営計画『マスタープラン2022』では、当社グループが目指す企業像を実現するために対処すべき課題として次の4点を認識しております。

(1) 顧客接点の活性化

当社グループが事業を営む情報通信、エレクトロニクス関連市場は5Gの商用化やAI、IoTの活用によるDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展に伴う中長期的な成長が見込まれております。また、自動車関連市場はCASE（Connected、Autonomous、Shared、Electric）と呼ばれる大きな転換期を迎え、成熟しながらも進化が続く見通しであります。こうした市場の変化は当社グループにとって成長の機会である一方、変化のスピードに遅れを取れば、世界の競合企業にシェアを奪われることとなります。

市場環境の変化を迅速に読み取り、他社に先駆けて的確な対応策を実行していくためには、顧客との濃密で質の高いコミュニケーションを通して、市場に求められるニーズと当社グループが有する技術や製品との接点を把握することが重要です。顧客との接点を担う営業員には、社内の営業会議や社員研修等により最新の情報とスキルをインプットし、個々の能力と顧客に提供するサービスの質を高めてまいります。

当社グループの連結売上高のうち、取引金額の上位10社で約57%を占めています（2023年3月期実績）。こうした重要顧客との取引シェアをさらに拡大していくためには、顧客の経営課題や技術課題を共有し、その解決に向けて共に取り組んでいくことが必要です。当社グループがビジョンに掲げる「ベストパートナー」となるべく、既存顧客との関係性を深めてまいります。

また、新しい顧客と出会う機会を数多く作り出すため、展示会への出展や新聞、雑誌等へのプレスリリース、ホームページ等のメディアを通して当社グループの技術や製品を積極的に広報し、市場での認知度を高めてまいります。並行して新製品、新技術の開発からリリースまでの時間を短縮し、技術、品質、性能の各面で顧客の期待を超えるサービスを提供してまいります。

(2) 新製品・新技術開発の加速

当社グループは、創業以来培ってきた精密加工、精密成形、光学技術のコアテクノロジーを活用して、情報通信、自動車、医療・バイオ等の成長市場に向けて商品やサービスを提供しています。当社グループは、提供する商品やサービスは、顧客の成長を支援し、社会の維持継続や進歩発展に貢献するものでなければならないと考えています。過去には光ディスク成形用金型や光コネクタ研磨機といった、まだ世の中に存在していない新しい技術や製品を開発し、CDやDVD等の光ディスクの普及や、光通信によるインターネット環境の構築に貢献してまいりました。新製品・新技術開発を担う技術員は、市場のニーズに合った製品開発を行うために、また、より幅広い領域での貢献を可能とするよう常に技術力を研鑽するとともに、顧客とのコミュニケーションを通して市場の情報を捉え、その製品開発が社会に役立つ姿を検証しています。中期経営計画『マスタープラン2022』では、2026年度末の連結売上高に占める新製品比率を30%以上とする計画です。

市場にリリースする商品やサービスが社会に大きく貢献するためには、タイミングが極めて重要です。ニーズが成熟し、市場に他社の類似製品が出た後でリリースすることになれば、社会への貢献は限定的な範囲に留まることとなってしまいます。当社は、新製品や新技術の開発状況を社内で共有することで、開発期間のマネジメントを強化することとしました。併せて各開発案件の目的やターゲット市場、想定される業績インパクト等も共有して開発担当者の意識向上を促し、新製品・新技術開発を加速させてまいります。

また当社は、2022年度末時点で国内外に167件の特許を保有しています。他社との差別化を図り、技術的な優位性を担保する上で特許は重要なツールです。一方、技術内容によっては特許として公開せず、社内にノウハウとして留めておく方が効果的な場合もあります。当社は、2026年度末時点の特許登録件数を2021年度末から30%以上増加させることを目指し、ノウハウとして秘匿する技術情報を戦略的に判断しながら、競合する企業に対して技術的な優位性を確立していく考えです。

(3) ものづくり力の強化

当社グループは、金型や成形品は主に日本で、光コネクタは主に中国で生産しています。日本は少子高齢化により生産年齢人口の減少が続いている一方、中国は欧米や日本を上回る経済成長が続き、労働者への賃金が急激に上昇しています。こうした状況に対処するためには、人の手による生産工程を機械化することで省人化を図る必要があります。当社は、国内子会社の不二電子工業株式会社との共同プロジェクトを2018年に立ち上げ、車載用成形品のバリ取り工程や検査工程の自動機を当社が開発し、不二電子工業に供給してまいりました。また、2021年には新型光コネクタ「Intelli-Cross Pro」の組立から検査、梱包までを一貫して行う自動組立装置を開発しています。今後、AIやIoT等も応用しながら、さらなる生産効率の向上を図っていく計画です。

一方、足元では半導体の供給不足が未だに尾を引いています。また、新型コロナウイルスやウクライナ情勢が資源価格や運送費用の高騰に拍車をかけ、当連結会計年度は、近年にないほど国家間の物流が混乱しました。そうした中でも、調達面において最良の部材を最も適切な価格で安定的に仕入れることができるよう、世界中の取引先との良好なパートナーシップの維持に努めました。物流面では、受注から納品までの無駄を排除し、コストと時間を最小化するサプライチェーンの構築に取り組んでおります。

また、当社グループは、「高品質な商品を安定して製造すること」が地球に最も優しい事業活動である（無駄な資源・エネルギーを消費しない、無駄な廃棄物を排出しない）と考え、品質管理体制の維持と改善に取り組んでいます。2019年度からは、日本と中国の生産拠点がグループとして一貫性のある、整合の取れた品質意識を持ち、共同で品質課題の解消に取り組むため、グローバル品質会議を開催しております。仕様を満足する製品を安定的に供給する品質管理体制を維持し、顧客から信頼される「ベストパートナー」となるべく、引き続き努めてまいります。

(4) 経営基盤の強化

持続的な企業価値の成長を実現し、真に社会に必要とされる企業となるためには、環境（Environmental）、社会（Social）、企業統治（Governance）の各側面のサステナビリティ活動を通して経営基盤を強化することが重要と考えています。中期経営計画『マスタープラン2022』では、当社グループ全体のサステナビリティ活動を統括する組織として、社長直轄の「サステナビリティ推進室」を設置しました。

環境面においては、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。当連結会計年度においては、環境省が推進する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」に賛同企業として登録されました。また、当社が本社を構える千葉県松戸市からも、脱炭素に向けた取り組みを率先して行っている事業者として「まつど脱炭素社会推進事業所登録制度」の登録を受けました。『マスタープラン2022』の最終年度となる2026年度には、自社排出量を2020年度比17%削減することを目指し、開発・設計・製造・販売のあらゆる事業活動において継続的に環境改善に取り組むほか、再生可能エネルギーの活用も含めてカーボンニュートラルの実現に向けた施策を検討、実行してまいります。

社会面においては、多様な人材が健康に生き活きと働ける環境を整備するほか、ペーパーレス化やクラウドの活用等により、有事の際にも事業活動を継続できる体制の構築を進めております。当社単体では、2018年度より働き方改革「メリハリワーク」を導入して個々の社員の能力向上と業務効率の改善に取り組んでいます。その結果、当事業年度は、導入以前の2017年度と比較して単体売上が約22%増加した一方、当社社員全体の時間外労働は約21%減少させることができました。昨年10月には「健康企業宣言」を行い、健康保険組合と協力して、当社社員の生活習慣病リスク保有率の低減を目標とする取り組みをスタートさせています。今後、ウォーキングイベントの実施や、健康に関する情報提供を継続的に行い、当社社員が心身共に健康な状態で就業できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

企業統治面においては、2016年度に監査等委員会設置会社へと移行しました。当連結会計年度末現在、9名の取締役のうち4名の独立社外役員を選任しており、取締役会の監視機能の強化を図っております。また、当社グループの中長期的な業績や株式価値と、取締役報酬との連動性を明確にする目的で、2016年度に、取締役に対して業績連動型株式報酬制度を導入しました。2018年度には執行役員制度を導入して権限を委譲し、意思決定スピードの迅速化を図っております。

当社グループは、中期経営計画『マスタープラン2022』で明確化した方針と施策を遂行することにより、成長の土台となる経営基盤を一層強化し、より幅広い産業領域において永続的に社会の発展に貢献する企業グループとなるべく、努力してまいります。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

9. 財産及び損益の状況

区 分	第 48 期 (2020年3月期)	第 49 期 (2021年3月期)	第 50 期 (2022年3月期)	第 51 期 (当連結会計年度 (2023年3月期))
売 上 高 (千円)	15,729,674	14,818,029	16,188,796	16,282,975
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,152,840	983,885	1,150,022	1,082,326
1株当たり当期純利益 (円)	125.78	107.88	126.05	118.64
総 資 産 (千円)	27,744,754	28,966,138	30,339,101	31,342,850
純 資 産 (千円)	23,528,083	24,213,391	25,494,360	26,475,719
1株当たり純資産 (円)	2,571.49	2,645.78	2,785.76	2,898.91

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております(当該株式数につきましては、自己株式を控除しております。)
2. 売上高・親会社株主に帰属する当期純利益・総資産・純資産の金額は、千円未満を切捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、銭未満を四捨五入して表示しております。
3. 第50期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第50期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

10. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
SEIKOH GIKEN USA, INC.	千米ドル 3,440	% 100.0	光部品、光部品製造機器の販売並びに光ディスク成形用金型部品等の販売及びメンテナンス
SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH	千ユーロ 1,900	% 100.0	光部品、光部品製造機器の販売並びに光ディスク成形用金型部品の販売及びメンテナンス
杭州精工技研有限公司	千円 810,000	% 100.0	光部品の製造及び販売並びに光部品製造機器の販売
大連精工技研有限公司	千米ドル 8,737	% 100.0	光部品の製造及び販売
不二電子工業株式会社	千円 675,000	% 100.0	自動車用部品、電子機器用部品等の製造及び販売
DATA PIXEL SAS	千ユーロ 151	% 97.0	光部品形状測定装置、検査装置等の開発、製造及び販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記に記載の6社に加え、2023年3月15日に設立したSEIKOH GIKEN (Thailand) Co., Ltd.、2010年9月に営業を停止し休眠化した香港精工技研有限公司があります。また、連結子会社杭州精工技研有限公司は、他社と合併で、2018年7月に浙江精工光電科技有限公司を設立、2021年10月に杭州技研光電科技有限公司を設立し、それぞれ持分法適用関連会社としております。
2. 当連結会計年度の連結業績につきましては、前記「1.事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

11. 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、自動車用部品、電子機器用部品等の精密成形品及び各種精密金型等の製造販売を展開する精機関連と、光部品及び光部品製造機器、無給電光伝送装置等の製造販売を展開する光製品関連を中核事業とし、これに付帯する一切の事業を併せて営んでおります。

それぞれの事業部門における主要な製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品 名	
精機関連事業	成 形 品	自動車用部品、電子機器用部品等
	金 型	光ディスク成形用金型等の各種精密金型、金型用部品等
	そ の 他	精密金属部品等
光製品関連事業	光 部 品	光コネクタ、光コネクタ付コード、光減衰器、フェルール、光ファイバ先端加工等
	機 器、装 置	光コネクタ研磨機、光測定器、フェルール端面クリーナ、無給電光伝送装置、光電界センサー等
	そ の 他	高耐熱レンズ等

12. 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

(1) 当社

本 社	千葉県松戸市
工 場	本社工場（千葉県松戸市）
	第2工場（千葉県松戸市）
	第4工場（千葉県松戸市）

- (注) 1. 2022年12月31日付をもって、台湾支店（中華民国）を廃止いたしました。
2. 2023年4月1日付をもって、第4工場は第3工場へと改称しております。

(2) 子会社

SEIKOH GIKEN USA,INC. (アメリカ合衆国)
SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH (ドイツ連邦共和国)
杭州精工技研有限公司 (中華人民共和国)
大連精工技研有限公司 (中華人民共和国)
不二電子工業株式会社
 本社工場 (静岡県静岡市)
 岡部工場 (静岡県藤枝市)
 岡部第2工場 (静岡県藤枝市)
 千歳工場 (北海道千歳市)
DATA PIXEL SAS (フランス共和国)
SEIKOH GIKEN (Thailand) Co., Ltd. (タイ王国)

13. 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
精 機 関 連 事 業	270名	4名増
光 製 品 関 連 事 業	592名	28名減
全 社 (共 通)	52名	3名減
合 計	914名	27名減

(注) 従業員数は、就業人員であります。

14. 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 37,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,333,654株（自己株式93,722株を含む）
3. 株主数 2,852名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
上野昌利	851 千株	9.21 %
有限会社 高志	654	7.08
有限会社 光研	583	6.31
木村保	583	6.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	459	4.97
管理信託 (A033) 受託者 株式会社SMBC 信託銀行	432	4.68
管理信託 (A034) 受託者 株式会社SMBC 信託銀行	430	4.66
向山沙希	387	4.20
中村未季	387	4.20
上野淳	349	3.79

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（93,722株）を除いて計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
6. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な情報
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上野昌利	
専務取締役	木村保	不二電子工業(株) 代表取締役
常務取締役	來 関 明	光学製品事業部長 杭州精工技研有限公司 董事長 總經理 大連精工技研有限公司 董事長 浙江精工光电科技有限公司 副董事長 杭州技研光电科技有限公司 董事長 SEIKOH GIKEN (Thailand) Co.,Ltd. 取締役
常務取締役	上野 淳	事業運営部長 SEIKOH GIKEN USA,INC. 代表取締役会長 SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH 代表取締役会長 杭州精工技研有限公司 董事 大連精工技研有限公司 董事 不二電子工業(株) 取締役 浙江精工光电科技有限公司 監事 SEIKOH GIKEN (Thailand) Co.,Ltd. 取締役
取 締 役	大久保 勝彦	(株)大久保技術経営事務所 代表取締役
取 締 役	谷田貝 豊彦	国立大学法人筑波大学 名誉教授 国立大学法人宇都宮大学 名誉教授
取締役（常勤監査等委員）	森 保彦	
取締役（監査等委員）	三 好 徹	三好総合法律事務所 所長 (株)オーハシテクニカ 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	相 場 俊夫	(有)オーシーエムコンサルタント 代表取締役 相場公認会計士事務所 所長 不二電子工業(株) 監査役

- (注) 1. 取締役 大久保 勝彦氏、取締役 谷田貝 豊彦氏、取締役 三好 徹氏及び取締役 相場 俊夫氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、森 保彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 大久保 勝彦氏、取締役 谷田貝 豊彦氏、取締役 三好 徹氏及び取締役 相場 俊夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 三好 徹氏は、弁護士資格を有しております。
5. 取締役 相場 俊夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(1) 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役となります。ただし、海外子会社については、当社からの出向役員及び当社と海外子会社との兼務役員に限ります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 当該方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は「取締役報酬規程」に定めております。「取締役報酬規程」は、当社の取締役会決議により決定しております。

② 当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」という。）の報酬は、固定報酬、単年度業績連動報酬、業績連動型株式報酬の3種類で構成しており、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は固定報酬としております。

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額については、株主総会にて決議された限度額の範囲内で取締役会で決定することとしております。監査等委員である取締役の報酬額については、限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議によって決定することとしております。

なお、業務執行取締役の個人別の報酬等の額に対する、固定報酬、単年度業績連動報酬、業績連動型株式報酬の額の割合については、年度ごとの業績により単年度業績連動報酬と業績連動型株式報酬の変動が大きく、あらかじめ割合を決定することが難しいことから決定しない方針であります。

業務執行取締役に対する各報酬の概要は以下のとおりです。

i) 固定報酬

業務執行取締役に対する固定報酬は、原則として各取締役の役位、職務等に応じて相応な金額を決定しております。

ii) 単年度業績連動報酬

業務執行取締役に対する単年度業績連動報酬の総額の算定方法は、「経営幹部業績連動報酬規程」により、次のとおり定めております。

・連結EBITDA（連結営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加算した額）の前年度からの増加額×25%

「経営幹部業績連動報酬」の総額の算定の基礎として、連結EBITDAの前年度からの増加額を選定した理由は、当社グループとして創出する営業キャッシュ・フローを毎年増加させていくことが株主価値の向上に資すると判断したためであります。

前年度（第50期）に係る連結EBITDAは3,060,638千円となり、一昨年度（第49期）の連結EBITDA、2,866,879千円と比較して193,759千円増加しました。このため、2022年7月度から2023年6月度までの「経営幹部業績連動報酬」の総額は、その25%に相当する48,439千円となりました。なお、前年度（第50期）の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用していることから、前年度（第50期）の連結EBITDAは、一昨年度（第49期）と同様の会計基準を適用した場合の連結営業利益、減価償却費及びのれん償却費を基にして算定しております。

iii) 業績連動型株式報酬

当社グループの中期的な業績向上と株式価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該制度は、「株式交付規程」に基づき、業務執行取締役の役位及び業績達成度等によって毎年ポイントを付与し、積み上がったポイントに相当する数の当社株式が交付されるという業績連動型の株式報酬であります。なお、業務執行取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退任時となり、当該株式報酬は株主総会で決議された報酬限度額とは別枠となります。

③ 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、「取締役報酬規程」に基づき、(3)に記載された手続きを経て決定されていることから、取締役会としては、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬限度額を年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額200百万円以内とすることが決議されております。なお、当該株主総会決議がされた時点において、決議の対象とされていた役員の員数は、監査等委員である取締役を除く取締役6名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役3名の計9名であります。

また、業績連動型株式報酬についても、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において、1事業年度当たり付与するポイント総数の上限を30,000ポイントとすることが決議されております。当該株主総会決議がされた時点において、決議の対象とされていた業務執行取締役の員数は5名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

監査等委員である取締役を除く取締役に対する報酬等のうち、固定報酬及び単年度業績連動報酬額については、取締役会決議により、取締役社長に個人別の具体的な内容の決定を委任することがあるとしております。取締役会から委任を受けた取締役社長は、役位、職責、業績等を総合的に勘案して個人別の報酬額を策定し、監査等委員会に意見を求めたうえで決定することとしております。

当事業年度の、監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の固定報酬及び業務執行取締役に対する個人別の単年度業績連動報酬については、2022年6月24日開催の取締役会決議により、代表取締役社長 上野 昌利氏に具体的な内容の決定を委任しております。取締役会が、同氏に具体的な内容の決定を委任した理由は、当社グループを統括する代表取締役社長として、各取締役が担当する部門の業績や貢献度合いを客観的に捉え、役位や成果に応じた報酬額を適切に決定できると判断したためであります。

(4) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	単年度 業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	138,528	84,229	9,927	44,371	6
(うち社外取締役)	(6,360)	(6,360)	—	—	(2)
監査等委員である取締役	15,900	15,900	—	—	3
(うち社外取締役)	(6,360)	(6,360)	—	—	(2)
合計	154,428	100,129	9,927	44,371	9
(うち社外取締役)	(12,720)	(12,720)	—	—	(4)

(注) 1. 業績連動型株式報酬については、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において導入した業績連動型株式報酬制度に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

2. 上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は1,800千円です。

5. 社外役員に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役 大久保 勝彦氏は、株式会社大久保技術経営事務所の代表取締役を兼務しております。
- ・取締役 谷田貝 豊彦氏は、国立大学法人筑波大学の名誉教授及び国立大学法人宇都宮大学の名誉教授を兼務しております。
- ・取締役 (監査等委員) 三好 徹氏は、三好総合法律事務所の所長及び株式会社オーハシテクニカの社外取締役 (監査等委員) を兼務しております。
- ・取締役 (監査等委員) 相場 俊夫氏は、相場公認会計士事務所の所長、有限会社オーシーエムコンサルタントの代表取締役及び不二電子工業株式会社の監査役を兼務しております。
- ・なお、各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会等への出席の状況

	取締役会 (13回開催)		監査等委員会 (13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 大久保 勝彦	13回/13回	100%	—	—
取締役 谷田貝 豊彦	13回/13回	100%	—	—
取締役 (監査等委員) 三好 徹	10回/13回	77%	12回/13回	92%
取締役 (監査等委員) 相場 俊夫	12回/13回	92%	12回/13回	92%

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

② 取締役会等における発言状況等

社外取締役 大久保 勝彦氏には、当社取締役会における重要な意思決定や取締役会の監督機能の強化、また当社グループのガバナンス体制の強化に貢献いただくことが期待されております。当事業年度の取締役会においては、同氏には企業経営に関する豊富な経験や幅広い知見を活かし、グローバル経営の視点から経営全般にわたり助言や提言を適宜行っていただきました。

社外取締役 谷田貝 豊彦氏には、大学での教鞭活動や光学に関連する学会での経験を元に、当社取締役会における重要な意思決定に貢献いただくことが期待されております。当事業年度の取締役会においては、光学に関わる幅広い知見や国内外の学会での経験を活かし、主として光製品関連事業の事業運営について助言や提言を適宜行っていただきました。

社外取締役 (監査等委員) 三好 徹、相場 俊夫の両氏には、当社取締役会における意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献いただくことが期待されております。当事業年度の取締役会においては、それぞれ弁護士、公認会計士としての専門的な見地から、有益な発言を適宜行っていただきました。また、監査等委員会においても、両氏はそれぞれの専門的な見地から、審議事項に係る有益な意見表明を行っております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

2. 報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額 22,800千円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別していないため、上記(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 連結子会社の監査

当社の連結子会社であるSEIKOH GIKEN USA,INC.、SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH、杭州精工技研有限公司、大連精工技研有限公司、DATA PIXEL SASは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づいて会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を具現化し、株主の皆様やお客様、取引先、協力会社、地域社会、従業員とその家族等のあらゆるステークホルダーに対する企業価値向上を図るため、リスクやコンプライアンスを的確に管理するための社内規程を整備し、取締役並びに従業員が法令、定款並びにこれらの社内諸規程等の遵守を徹底することにより内部統制が確実に機能するよう努めております。

その一環として、会社法第399条の13及び会社法施行規則第110条の4に基づいて「内部統制システムの基本方針」を策定しており、その内容は次のとおりであります。

「内部統制システムの基本方針」

(1) 経営理念

当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、以下の経営理念を、業務執行に係るすべての経営活動の拠り所とする。

『すぐれた技術と独創性で、質の高い商品を提供し、社会の進歩発展に貢献して、会社の成長と社員の幸福を追求する。』

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づいて、文書等の保存を行う。

情報の管理については、コンピュータ管理規程に基づいてISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を確実に運用することとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループに共通するリスク管理規程、経営危機管理規程その他の社内規程において、当社グループのリスク管理体制及び有事の際の対応を明確化する。

また当社は、日常の労働安全衛生面、環境面、製品品質面及び情報セキュリティ面等に関して、当社グループ内で開催する各種委員会等を通してリスク管理を行う。業務担当部門においては、各々の業務に内在するリスクを専門的な立場から把握し、これを自律的に管理することとする。

また当社の内部監査室は、当社各部署及び当社の子会社におけるリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役社長に報告することとする。

(4) 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行をより効率的に行うため、常勤取締役並びに各部門の業務執行責任者で構成する部門間連絡会を原則として毎月1回開催し、各部門の業務執行状況と経営に関する重要情報を共有することとする。

業務運営については、当社グループの中長期及び単年度の経営目標とその達成に向けての経営計画（マスタープラン）を策定し、当社の各部門及び当社子会社においては、その目標達成のための具体的な事業計画を策定・実行する。また、その目標に対する進捗状況については、代表取締役社長と各部門責任者が毎月1回行う部門ミーティングや、半期に1回開催する国際経営会議における各子会社の取締役等からの業績報告を通じて定期的に検証することとする。

日常の業務執行については、当社の業務分掌・職務権限規程、当社子会社においては関係会社運営規程に基づいて、各職位及び子会社の権限と責任を明確化する。職務を割当てられた各職位者及び子会社の取締役等は自らの業務活動の完遂を期すと共に、各組織単位は相互に関係する業務を協調して行うことにより、業務執行の効率性を確保することとする。

(5) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、これに係る当社グループ内規程を制定すると共に、当社にコンプライアンス担当役員を定める。コンプライアンス担当役員は、役職員に対する教育等のコンプライアンス推進活動状況を取締役に報告する。また、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する委員会を設置するほか、当社内に、当社グループのコンプライアンスに係る通報相談を受け付ける通報相談窓口を設置することとする。

(6) 当社及び当社子会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ内規程に基づき、当社子会社からの取締役の職務執行等に関する定期報告を通して事業の運営状況を適切に把握することとする。経営上の重要案件については、各社の経営の自主性を尊重しつつ、事前協議を行う等相互に密接な連携を図り、当社グループ全体の経営の効率化を図ることとする。

(7) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、経理規程その他の社内規程に基づき、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、単体及び連結ベースでの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。また、その体制の整備・運用状況を評価・改善するための仕組みを構築することとする。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、必要に応じて、内部監査室スタッフを監査等委員会の職務を補助すべき使用人として任命することができ、当該使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を得て行うこととする。

(9) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の要請に応じて次の資料提供又は報告を行うこととする。
 - (i) 稟議書、会議議事録、契約書
 - (ii) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - (iii) 毎月の経営状況として重要な事項
 - (iv) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (v) 重大な法令・定款違反のおそれのある事実
 - (vi) その他コンプライアンス上重要な事項

- ② 当社の使用人は、前項(ii)又は(v)に関する重大な事実を発見した場合には、監査等委員会にこれを直接報告できるものとする。
- ③ 当社グループの役職員は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員又は監査等委員会に対して報告を行うこととする。
- ⑤ 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員に対して報告する。
- ⑥ 当社は、当社グループの監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコンプライアンス委員会等を通じて当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役、会計監査人及び内部監査室と適時、意見交換を実施することとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組み

当社は、毎月開催する定例の取締役会の他に、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。当事業年度においては13回の取締役会を開催しました。取締役会以外にも、代表取締役社長と社外取締役との意見交換会や工場視察等を実施し、社外取締役が当社の経営の実態を正しく理解するための機会を設けました。

また当社は、取締役会の機能向上を目的に、当事業年度における取締役会の実効性について評価・検証を行いました。この結果、当社の取締役会は活発な議論が交わされる体制が整っており、概ね適切に運用されていると評価されました。今後も引き続き、取締役会の審議事項の充実や取締役会を支える体制の強化等を図り、取締役会の審議の質の向上に努めてまいります。

取締役会以外では、常勤取締役並びに各部門の業務執行責任者で構成する部門間連絡会を年間12回開催しました。海外も含めて当社子会社の取締役や経営幹部が一堂に会する国際経営会議は年間2回開催しておりますが、当事業年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防のためにWEB会議にて、各社、各部門の業務の執行状況と経営に関する重要事項の共有を行いました。さらに、代表取締役社長と各部門責任者は部門ミーティングを年間12回行い、部門目標に対する進捗状況と事業課題の確認、課題解決に向けての事業戦略等について打ち合わせを行いました。

(2) コンプライアンスの管理及び損失の危険の管理に関する取り組み

当社は、当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するほか、リスク管理体制と有事の際の対応等を明確化するため、当社グループ共通のコンプライアンス管理規程、リスク管理規程を策定し、これを運用しております。

当事業年度においては、当社社内の発火リスクのある個所の再確認や消火器の設置場所と設置本数の見直し等を行い、万が一火災が発生した際に社員の生命と会社の財産を維持するための措置を講じました。また、社外とのネットワーク回線の冗長化を行い、通信キャリアのシステム障害や大規模自然災害等の発生時にも、業務を継続できる体制の構築を行いました。併せてコンピュータウィルスの注意喚起を行い、セキュリティの強化と社内の重要情報資産の流出防止に努めました。さらに、当社グループが遵守すべき法令を整理した「コンプライアンス・ガイドライン」の遵守状況を各部門が確認すると共に、最新の法令改正に対応した内容へとアップデートを行いました。3月には大規模地震の発生を想定して当社の全従業員を対象に安否確認システムの訓練を行い、非常時の対応を確認しました。

(3) 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取り組み

当社は当事業年度、13回の監査等委員会を開催し、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行いました。常勤監査等委員は、取締役会以外にも部門間連絡会等の主要な社内会議に出席し、子会社を含めた情報を収集しているほか、会計監査人、内部監査室と定期的に情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

(4) 内部監査の実施状況について

内部監査室は、年間の内部監査計画に基づき、各部門や国内外の子会社に対して、業務執行の適正性や法令等の適合状況に関する内部監査を行いました。

3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然として対応し、一切の関係を遮断することを基本方針として「倫理規範」及び「倫理行動基準」に定め、関係会社を含む当社グループ全体に展開しております。

また、管理部門を担当部署とし、所轄警察や弁護士等の外部専門機関との連携を図ることによって、迅速な情報収集と的確な対応を行う体制を整備しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

現在のところ、当社には、当社株式の大量買付に関する差し迫った具体的脅威は発生いたしておりません。また、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「敵対的買収防衛策」）をあらかじめ定めてはおりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引状況や株主構成の異動の状況等を注視しつつ、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家も交えて、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行い、当該買付行為が当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に反すると認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定のうえ開示し、措置の実施を検討してまいります。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,758,656	流 動 負 債	3,311,281
現金及び預金	13,445,178	買掛金	1,663,291
受取手形	38,858	未払法人税等	220,107
売掛金	3,620,820	契約負債	16,519
電子記録債権	580,006	賞与引当金	105,254
棚卸資産	3,724,437	その他	1,306,108
その他	351,681	固 定 負 債	1,555,848
貸倒引当金	△2,326	長期未払金	144,870
固 定 資 産	9,584,194	役員株式給付引当金	163,937
有 形 固 定 資 産	8,151,517	預り敷金	19,037
建物及び構築物	2,746,367	繰延税金負債	51,438
機械装置及び運搬具	1,762,967	退職給付に係る負債	1,020,474
土地	2,670,031	その他	156,091
建設仮勘定	130,477	負 債 合 計	4,867,130
その他	841,672	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	204,930	株 主 資 本	25,343,302
のれん	163,870	資 本 金	6,791,682
顧客関連資産	11,204	資 本 剰 余 金	10,607,500
その他	29,854	利 益 剰 余 金	8,482,991
投 資 其 他 の 資 産	1,227,746	自 己 株 式	△538,872
投資有価証券	76,191	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,103,910
投資不動産	873,209	その他有価証券評価差額金	15,396
その他	278,344	為替換算調整勘定	1,114,378
資 産 合 計	31,342,850	退職給付に係る調整累計額	△25,865
		非 支 配 株 主 持 分	28,507
		純 資 産 合 計	26,475,719
		負 債 純 資 産 合 計	31,342,850

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,282,975
売上原価	11,109,739
販売費及び営業外費用	5,173,236
総一般管理費	3,782,376
利益	1,390,860
受取配当金	7,822
受取配当金	1,541
受取配当金	67,642
受取配当金	427
受取配当金	15,404
受取配当金	1,506
受取配当金	127,139
受取配当金	22,994
受取配当金	244,478
受取配当金	15,110
受取配当金	10,080
受取配当金	3,360
受取配当金	28,550
経常利益	1,606,788
特別利益	2,298
特別利益	55,865
特別利益	58,163
特別損失	2,369
特別損失	119,577
特別損失	148,575
税金等調整前当期純利益	1,516,377
法人税、住民税及び事業税	472,858
法人税等調整額	△46,859
425,998	425,998
当期純利益	1,090,378
非支配株主に帰属する当期純利益	8,051
親会社株主に帰属する当期純利益	1,082,326

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	6,791,682	10,624,196	7,861,661	△555,531	24,722,008
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△460,997		△460,997
親会社株主に帰属する当期純利益			1,082,326		1,082,326
自己株式の取得				△36	△36
自己株式の処分		△16,696		16,696	—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	△16,696	621,329	16,659	621,293
当連結会計年度末残高	6,791,682	10,607,500	8,482,991	△538,872	25,343,302

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
	その他有価証券評価差額金	為替調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当連結会計年度期首残高	13,980	722,368	△43,430	692,917
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				
親会社株主に帰属する当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,416	392,010	17,565	410,992
当連結会計年度変動額合計	1,416	392,010	17,565	410,992
当連結会計年度末残高	15,396	1,114,378	△25,865	1,103,910

(単位：千円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	55,865	23,567	25,494,360
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△460,997
親会社株主に帰属する当期純利益			1,082,326
自己株式の取得			△36
自己株式の処分			—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△55,865	4,939	360,066
当連結会計年度変動額合計	△55,865	4,939	981,359
当連結会計年度末残高	—	28,507	26,475,719

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数

8社

連結子会社の名称

SEIKOH GIKEN USA,INC. (米国)

杭州精工技研有限公司 (中国)

SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH (ドイツ)

大連精工技研有限公司 (中国)

香港精工技研有限公司 (中国)

不二電子工業株式会社 (日本)

DATA PIXEL SAS (フランス)

SEIKOH GIKEN (Thailand) Co.,Ltd. (タイ王国)

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法適用の関連会社の数

2社

関連会社の名称

浙江精工光電科技有限公司(中国)

杭州技研光電科技有限公司(中国)

②持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

(連結子会社)

当連結会計年度からSEIKOH GIKEN (Thailand) Co.,Ltd.を連結子会社に含めております。これは、当連結会計年度中に当社が新たにSEIKOH GIKEN (Thailand) Co.,Ltd.を設立したことにより、連結子会社に含めることといたしました。

(持分法適用会社)

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての在外連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。国内連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

2) デリバティブ取引

時価法を採用しております。

3) 棚卸資産

イ. 商 品 ………………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 製 品

金 型 関 連 ……個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

光通信、成形及…主に移動平均法による原価法

びデバイス関連（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ. 原 材 料 ………………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ニ. 仕 掛 品

金 型 及 び ……個別法による原価法

光 通 信 関 連 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

成 形 及 び ……主に移動平均法による原価法

デ バ イ ス 関 連 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ホ. 貯 蔵 品 ………………最終仕入原価法

ただし、在外連結子会社の評価基準については低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産 …… 当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、(リース資産を除く) 1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、在外連結子会社は、主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～38年

機械装置及び運搬具 6年～10年

- 2) 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

顧客関連資産 効果の及ぶ期間 (10年)

- 3) リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ(残価保証の取り決めがある場合は残価保証額)とする定額法によっております。

- 4) 投資不動産 …… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～38年

③ 重要な引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金 …… 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- 2) 賞与引当金 …… 国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。

- 3) 役員株式給付引当金 …… 取締役向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、8～10年間で均等償却しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
(退職給付に係る会計処理の方法)

- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ・過去勤務債務の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ・小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(収益及び費用の計上基準)

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

精機事業においては、主に金型、成形品、精機関連その他の製造及び販売を行っており、光製品事業においては、主に光通信用部品、製造機器・装置、光製品その他の製造及び販売を行っております。

それらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、国内取引においては重要性等に関する代替的な取扱いに基づき、出荷時点で収益を認識し、輸出取引は、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。ただし、商品又は製品の性能に関して顧客検収条件を要する場合は、顧客が商品又は製品を検収した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

有償受給取引においては、顧客との契約において約束された対価から顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給取引においては、有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について有償支給取引に係る負債を認識しております。なお、有償支給取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

2 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 235,943千円

当社グループは事業計画に基づき、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)に従い、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の前提となる将来課税所得の発生時期及び発生金額の見積りは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や経済動向等、不確実性が含まれると判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期を予測することは困難であります。当社グループの業績に与える直接的な影響は軽微という仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

3 追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入)

当社は、2016年6月17日付株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、役員、業績達成度等に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に交付されるという業績連動型の株式報酬制度です。本制度は、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下も同様。)の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として導入しております。

当該信託に関する会計処理については、経済実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の連結計算書類に含めて計上しており、信託口が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末において、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は298,493千円、また、株式数は116,782株であります。

4 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 13,670,660千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資その他の資産

投資不動産

(建物)

46,466千円

(構築物)

1,502〃

合 計

47,968千円

② 担保に係る債務

固定負債

預り敷金

19,037千円

合 計

19,037千円

5 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 9,333,654株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2022年6月24日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(イ) 配当金の総額 …………… 460,997千円

(ロ) 配当の原資 …………… 利益剰余金

(ハ) 1株当たり配当額 …………… 50円

(ニ) 基準日 …………… 2022年3月31日

(ホ) 効力発生日 …………… 2022年6月27日

(注) 配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式に対する配当金4,839千円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2023年6月21日開催予定の第51回定時株主総会において、次のとおり付議します。

- (イ) 配当金の総額 …………… 461,996千円
 (ロ) 配当の原資 …………… 利益剰余金
 (ハ) 1株当たり配当額 ……… 50円
 (ニ) 基準日 …………… 2023年3月31日
 (ホ) 効力発生日 …………… 2023年6月22日

(注) 配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式に対する配当金5,839千円が含まれております。

(3) 新株予約権に関する事項

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	120,400	—	120,400	—	—
合 計		120,400	—	120,400	—	—

(注) 1.目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2.目的となる株式の数の変動事由の概要

新株予約権の減少120,400株は、権利失効によるものであります。

6 減損損失に関する注記

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
非事業用資産	土地 建設仮勘定	不二電子工業株式会社 (静岡県)

(経緯)

当社の連結子会社である不二電子工業株式会社が所有している工場用土地等について、非事業用資産とすることを決定いたしました。これに伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該の減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失の金額)

種類	金額(千円)
土地	66,836
建設仮勘定	52,741
計	119,577

(グルーピングの方法)

原則として事業部門を基準としてグルーピングを行っており、賃貸資産については個々の物件単位でグルーピングをおこなっております。また、非事業用資産等の遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額から処分費用見込額を控除しております。

7 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に従ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月末に時価の把握を行っております。なお、デリバティブは外貨建取引管理規程に従い、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません（注を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①売掛金	3,620,820	3,617,328	△3,491
②投資有価証券			
その他有価証券	56,671	56,671	—

注. 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	19,520千円

これらについては市場性がなく「②投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	56,671	—	—	56,671

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	3,617,328	—	3,617,328

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローと、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、千葉県地域・中国浙江省地域において、賃貸用の倉庫及びビル（土地を含む。）を、また静岡県地域において遊休不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
1,290,518千円	1,320,049千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

9 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	精機関連	光製品関連	
金型	867,231	—	867,231
成形品	7,093,619	—	7,093,619
精機関連その他	342,242	—	342,242
光通信用部品	—	4,344,522	4,344,522
製造機器・装置	—	3,504,635	3,504,635
光製品その他	—	130,725	130,725
顧客との契約から生じる収益	8,303,093	7,979,882	16,282,975
外部顧客への売上高	8,303,093	7,979,882	16,282,975

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項 ⑥その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（収益及び費用の計上基準）」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度(期首)	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	50,669	38,858
売掛金	4,253,802	3,620,820
電子記録債権	540,162	580,006
契約負債		
前受金	27,854	16,519

(注) 1.当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。
2.契約負債の増減は、主として前受金の受取（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

10 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,898円91銭

1株当たり当期純利益 118円64銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる期中平均株式数については、業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式116,782株を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

11 重要な後発事象

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,403,904	流 動 負 債	566,077
現金及び預金	10,838,404	買掛金	199,113
受取手形	109,169	未払金	88,320
売掛金	1,201,210	未払費用	170,775
商品	57,342	未払法人税等	64,317
製品	82,171	未払事業所税	12,249
仕掛品	99,273	契約負債	2,748
原材料	133,457	預り金	24,724
貯蔵品	1,468	前受収益	3,828
前払費用	16,587	固 定 負 債	1,150,688
関係会社短期貸付金	810,000	長期未払金	144,870
未収消費税等	13,404	退職給付引当金	642,466
未収入金	25,858	役員株式給付引当金	163,937
未収法人税等	4,737	預り敷金	19,037
その他	10,817	長期預り金	180,377
固 定 資 産	12,132,939	負 債 合 計	1,716,765
有 形 固 定 資 産	3,150,064	純 資 産 の 部	
建物	844,495	株 主 資 本	23,814,894
構築物	7,187	資 本 金	6,791,682
機械装置	123,058	資 本 剰 余 金	10,607,500
車両運搬具	546	資本準備金	10,571,419
工具器具備品	82,803	その他資本剰余金	36,080
土地	2,035,325	利 益 剰 余 金	6,954,583
建設仮勘定	56,647	利益準備金	1,697,920
無 形 固 定 資 産	8,462	その他利益剰余金	5,256,662
ソフトウェア	7,768	別途積立金	500,000
電話加入権	693	繰越利益剰余金	4,756,662
投資その他の資産	8,974,412	自 己 株 式	△538,872
投資有価証券	29,190	評価・換算差額等	5,183
関係会社株式	4,133,954	その他有価証券評価差額金	5,183
関係会社出資金	2,198,217	純 資 産 合 計	23,820,077
投資不動産	813,951	負 債 純 資 産 合 計	25,536,843
関係会社長期貸付金	1,677,126		
その他	121,971		
資 産 合 計	25,536,843		

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,603,043
売上原価		2,866,197
売上総利益		1,736,846
販売費及び一般管理費		1,468,595
営業利益		268,250
営業外収益		
受取利息	26,895	
受取配当金	907,499	
家賃収入	43,261	
特許権使用料収入	65,958	
補助金収入	2,829	
為替差益	79,181	
その他	5,175	1,130,802
営業外費用		
家賃収入原価	8,272	
その他	1,330	9,602
経常利益		1,389,450
特別利益		
固定資産売却益	404	
新株予約権戻入益	55,865	56,269
特別損失		
事業再編損	6,566	6,566
税引前当期純利益		1,439,153
法人税、住民税及び事業税	115,776	
法人税等調整額	5,625	121,402
当期純利益		1,317,751

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資本剰余金合計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	
当 期 首 残 高	6,791,682	10,571,419	52,776	10,624,196
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△16,696	△16,696
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△16,696	△16,696
当 期 末 残 高	6,791,682	10,571,419	36,080	10,607,500

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,697,920	500,000	3,899,909	6,097,829	△555,531	22,958,176
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△460,997	△460,997		△460,997
当 期 純 利 益			1,317,751	1,317,751		1,317,751
自 己 株 式 の 取 得					△36	△36
自 己 株 式 の 処 分					16,696	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	856,753	856,753	16,659	856,717
当 期 末 残 高	1,697,920	500,000	4,756,662	6,954,583	△538,872	23,814,894

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,362	2,362	55,865	23,016,405
当期変動額				
剰余金の配当				△460,997
当期純利益				1,317,751
自己株式の取得				△36
自己株式の処分				—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,821	2,821	△55,865	△53,044
当期変動額合計	2,821	2,821	△55,865	803,672
当期末残高	5,183	5,183	—	23,820,077

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1) 子会社株式及び

関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

2) その他有価証券 …… 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

1) 商 品 …… 移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2) 製 品

金型関連製品 …… 個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

光通信関連製品 …… 移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3) 原 材 料 …… 移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4) 仕 掛 品 …… 個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

5) 貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 8年～38年 |
| 機械装置 | 8年～10年 |
| 工具器具備品 | 2年～20年 |
- ② 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年
- ③ 投資不動産 …… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 6年～38年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。
- 1)退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- 2)過去勤務債務の費用処理方法
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。
- 3)数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

- ③ 役員株式給付引当金 … 取締役向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

精機事業においては、主に金型、成形品、精機関連その他の製造及び販売を行っており、光製品事業においては、主に光通信用部品、製造機器・装置、光製品その他の製造及び販売を行っております。

それらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、国内取引においては重要性等に関する代替的な取扱いに基づき、出荷時点で収益を認識し、輸出取引は、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。ただし、商品又は製品の性能に関して顧客検収条件を要する場合は、顧客が商品又は製品を検収した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

2 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 120,840千円

当社は事業計画に基づき、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)に従い、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の前提となる翌事業年度の課税所得の見積りは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や経済動向等、不確実性が含まれると判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期を予測することは困難ですが、当社の業績に与える直接的な影響は軽微という仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

3 追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入)

当社は、2016年6月17日付株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、役位、業績達成度等に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に交付されるという業績連動型の株式報酬制度です。本制度は、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下も同様。)の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として導入しております。

当該信託に関する会計処理については、経済実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の計算書類に含めて計上しており、信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、当事業年度末において、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は298,493千円、また、株式数は116,782株であります。

4 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,236,185千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
関係会社に対する短期金銭債権	470,271千円
関係会社に対する短期金銭債務	67,732 //
関係会社に対する長期金銭債務	180,377 //
(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
投資その他の資産	
投資不動産	
(建物)	46,466千円
(構築物)	1,502 //
合 計	47,968千円
② 担保に係る債務	
固定負債	
預り敷金	19,037千円
合 計	19,037千円
(4) 取締役に対する金銭債務	
長期未払金	144,870千円

5 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
イ) 売上高	1,765,430千円
ロ) 仕入高	817,562 //
ハ) 販売費及び一般管理費	13,343 //
二) 営業取引以外の取引高	999,446 //

6 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	210,484株	20株	一株	210,504株

- (注) 1.自己株式の数の増加20株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2.自己株式には、業績連動型株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式116,782株が含まれております。

(2)新株予約権に関する事項

内 訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当事業年度 末残高 (千円)
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	120,400	—	120,400	—	—
合 計		120,400	—	120,400	—	—

- (注) 1.目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
2.目的となる株式の数の変動事由の概要
新株予約権の減少120,400株は、権利失効によるものであります。

7 税効果会計に関する注記

(繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳)

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払賞与41,830千円、減損損失85,558千円、棚卸資産評価減7,442千円、退職給付引当金195,952千円、繰越欠損金96,185千円等であります。また、評価性引当額は428,667千円であります。

8 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	SEIKOH GIKEN USA, INC.	直接所有 100%	当社製品の販売 役員の兼任	光通信部品関連製品及び光ディスク用金型部品の販売 (注) 2	1,004,222	売掛金	247,050
子会社	SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH	直接所有 100%	当社製品の販売 役員の兼任	光通信部品関連製品及び光ディスク用金型部品の販売 (注) 2	363,978	売掛金	111,383
子会社	杭州精工技研有限公司	直接所有 100%	当社製品の製造・販売 技術指導 役員の兼任	光通信部品関連製品の製造及び販売 (注) 2 技術指導料 (注) 2	385,376 262,882 65,958	買掛金 売掛金 未収入金	43,930 44,498 14,717
子会社	大連精工技研有限公司	直接所有 100%	当社製品の製造・販売 資金の貸付 役員の兼任	光通信部品関連製品の製造 (注) 2 利息の受取 (注) 3	270,716 3,057	買掛金 長期貸付金	13,404 297,126
子会社	不二電子工業株式会社	直接所有 100%	業務受託 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 3 資金の回収 (注) 3 利息の受取 (注) 3	750,000 521,600 23,610	未収入金 短期貸付金 長期貸付金	8,006 810,000 1,380,000

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等取引価格については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
 3. 不二電子工業株式会社と大連精工技研有限公司に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

9 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,610円95銭
1株当たり当期純利益	144円44銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる期中平均株式数については、業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式116,782株を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

11 重要な後発事象

該当事項はありません。

12 その他の注記

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	658,623千円
勤務費用	35,263 //
利息費用	1,185 //
数理計算上の差異の発生額	△5,397 //
退職給付の支払額	△21,343 //
過去勤務費用の発生額	— //
退職給付債務の期末残高	668,331千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
非積立型制度の退職給付債務	668,331千円
未積立退職給付債務	668,331 //
未認識過去勤務費用	— //
未認識数理計算上の差異	△25,865 //
貸借対照表に計上された負債	642,466千円
<hr/>	
退職給付引当金	642,466千円
貸借対照表に計上された負債	642,466千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	35,263千円
利息費用	1,185 //
数理計算上の差異の費用処理額	16,060 //
過去勤務費用の費用処理額	△3,892 //
確定給付制度に係る退職給付費用	48,616千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	0.2 %

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,741千円でありました。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社精工技研
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 米 倉 礼 二
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 高 屋 友 宏
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社精工技研の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社精工技研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社精工技研
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 米 倉 礼 二
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 高 屋 友 宏
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社精工技研の2022年4月1日から2023年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年(2005年)10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につい
ても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

株式会社精工技研 監査等委員会

常勤監査等委員 森 保彦 ㊟

監査等委員 三好 徹 ㊟

監査等委員 相場 俊夫 ㊟

(注) 監査等委員 三好 徹及び相場 俊夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締
役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：千葉県柏市末広町14番1号

ザ・クレストホテル柏4階 クレスト

電話 (04)7146-1111 (代表)



- 交通機関
JR常磐線・東武野田線 柏駅西口徒歩2分